

堺障サ第1717号
令和5年9月29日

指定障害児支援事業者等 代表者 様

堺市長 永藤 英機
(公印省略)

令和5年度 指定障害児支援事業者等集団指導及び
業務管理体制に係る一般検査の実施について (通知)

平素は、本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉法に基づく令和5年度の指定障害児支援事業者等集団指導につきましては、昨年度と同じく、書面形式による開催(資料による自学及び自己点検シート等の提出)とします。今一度、事業所の運営を見つめ直す機会として、自己点検に取り組んでいただければと思います。

自己点検シートの作成等については、「令和5年度 指定障害児支援事業者等集団指導資料」をよく読んで回答してください。なお、資料及び提出書類については、下記ウェブページ内でダウンロードしていただけます。

また、指定障害児支援事業者等集団指導の実施に併せ、業務管理体制の整備に関する届出の内容や、その運用状況を確認するため、堺市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領に基づき、平成30年度又は令和元年度に事業の新規指定又は指定更新を受けた事業者(法人)に対し、業務管理体制に係る一般検査を実施します。

※堺市ホームページ(<https://www.city.sakai.lg.jp/>) 右上の検索ボックスに「障害のある子ども」で検索⇒「児童福祉法に基づく障害児支援に関する事業者指定」⇒「集団指導について」⇒「令和5年度 指定障害児支援事業者等集団指導及び業務管理体制に係る一般検査の実施について」を参照してください。

記

1 提出書類

①指定障害児支援事業者等集団指導

- (1) 自己点検シート(全事業所)
- (2) 重要事項説明書・運営規程確認表(全事業所)
- (3) 虐待防止に関するチェックリスト(全事業所)
- (4) 身体拘束等の適正化に関するチェックリスト(対象事業所は以下のとおり※)

※児童発達支援(児童発達支援センター、主に重心児受入事業所を含む)、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス(共生型、主に重心児受入事業所を含む)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、医療型障害児入所施設

- (5) 送迎バス等に対する安全装置の装備状況に関するチェックリスト(座席が3列以上の車両で送迎を行っている事業所)

②業務管理体制に係る一般検査

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第2号様式)

2 提出期限及び提出方法

○令和5年10月31日(火) 17時30分

※堺市電子申請システムにより提出してください(初めて本システムを利用する場合は、利用者登録が必要)。

○リンク先:

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/7d4fd456-011c-4d0f-80f3-d32571a446b0/start>

※上記リンク先アドレスにアクセスし、提出書類を提出してください。なお、アクセス可能期間は、令和5年10月2日9時から10月31日17時30分までですので、注意してください。

※電子申請システムの利用者登録に関する質問にはお答えいたしかねます。電子申請システムの「ヘルプ」又は「よくあるご質問」を確認の上、御利用ください。

※現時点でメールアドレスの届出がない事業所へは郵送で通知していますが、書類については電子申請システムにより提出してください。また、今後の各種通知を受け取るためにメールアドレスを作成の上、当課へ変更届出書を届け出てください。

問合せ先: 堺市健康福祉局障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係 TEL:072-228-7510 FAX:072-228-8918 MAIL: jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp
